

プレゼンテーション不要！
10万円の助成枠ができました

令和2年度

明日に架ける 『たるみ応援ハートブリッジ助成 (ご案内)』



「たるみ応援ハートブリッジ助成」とは、、、

垂水区では赤い羽根共同募金と善意銀行が一体となって地域を支える仕組み、「明日に架ける『たるみ応援ハートブリッジ助成』」という助成制度があります。

地域の福祉に寄与する事業や活動を実施している団体から、提案を募集し、公開の場で審査し、採択された事業に対して助成を行っています。

助成をご希望の方は、本案内を参照のうえ、申請をお願い致します。垂水区で地域福祉の推進に取り組まれている、皆様からの多数のご応募をお待ちしています。

垂水区社会福祉協議会

1. 助成の対象となる事業について

たるみ応援ハートブリッジ助成は、垂水区内のこども・高齢者・障害者支援やその他地域福祉の推進を図ることを目的とした事業を対象としています。また前述と同じ目的で助成金の使用により一時的な効果にとどまらず、助成後も効果の継続が期待できる備品購入も対象となります。(※ただし、垂水区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限ります。)

2. 助成の対象団体について

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利法人が対象団体となります。

対象団体の例

NPO 法人、社会福祉法人、子育て支援グループ、ボランティアグループ、当事者団体、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、婦人会、高齢者支援グループ

※申請件数は、1つの団体につき1件に限ります。但し、垂水区内で複数の事業所を運営する団体(法人)については、事業所ごとに1つの団体とみなします。

下記に該当する団体や事業は対象となりません。

対象外の団体

政治的活動、宗教的活動を目的とした団体

対象外の事業

当会による助成金(友愛訪問グループ運営費助成、ふれあい給食会活動助成子育てコミュニティ育成事業助成、コミュニティサポートグループ育成支援事業等の活動助成で、団体助成を除く)を受けている団体と、神戸市のふれあいのまちづくり助成を受けている団体で、同じ事業にかかる経費の申請。また、対象となる事業でも、団体の総意が得られていない場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

※団体助成とは次の助成を指します。①ボランティアグループ運営費助成、②単年度実績助成(善意銀行助成)、③赤ちゃんホーム助成(歳末たすけあい運動助成)、④垂水区遺族会助成

3. 助成の対象となる事業の実施期間

令和2年8月1日～令和3年3月31日

4. 助成の金額について

一事業あたりの助成の上限額	(A)一般助成	30万円	} ※申請枠により審査方法が異なります。
	(B)小規模助成	10万円	
助成金の総額		150万円	

※(A)一般助成の枠については、採択金額が削減される場合がありますので、自己資金をできるだけご用意ください。

※共同募金および善意銀行の募金実績により助成総額が変更される場合があります。

5. 助成の対象となる経費

交通費	活動に要する電車、バス賃、ガソリン代の実費
謝金	事業を行うことで新たに必要とする団体関係者以外の外部講師への謝金
消耗品	コピー用紙、文具の購入費、イベント・行事等における会食等の原材料費・茶菓代
印刷費	チラシ、資料印刷費、コピー代
通信費	電話代、郵便代
使用料	会場代、機器のレンタル代
備品費	恒久的に使用する単価 10,000 円以上のもの
保険料	ボランティア保険、行事保険
手数料	銀行振込手数料
修繕費	備品、機材の修理、活動拠点の修繕費
参加費	研修会参加費
その他	審査委員会で必要と認められたもの

※上記のそれぞれは、事業に直接必要なものに限ります

6. 助成の対象とならない経費

人件費	団体関係者(会員・構成員など)が講師となる場合の謝金、スタッフ人件費
運営費	通常の団体(グループなど)の運営に要する費用、リース費用、地代家賃
茶菓代	団体関係者の打ち合わせ会等飲食費
水道光熱費	団体が存続する限り恒常的に必要となる光熱水道費
その他	助成の申請及び報告に要する経費など

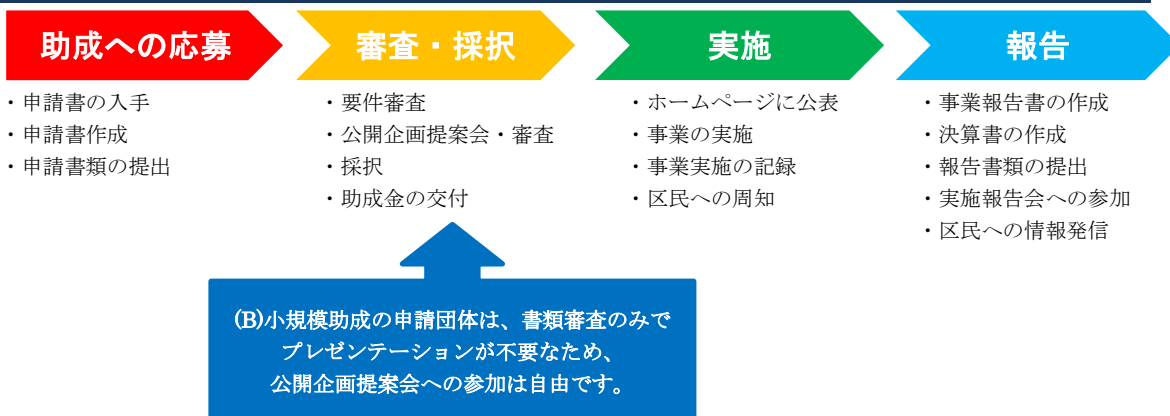
※助成金の執行は原則現金払いのみです。個人のクレジットカードで支払いポイント得たり、金券支払により差額を得たりすることはできません。

※助成金の採択金額は申請額より減額される可能性があります。予算には参加費や寄付金、事業実施に伴う売上金などを含めた、自己資金の活用を検討してください。

※助成対象経費については、兵庫県共同募金会配分規程・配分実施細則に準じています。

※この助成事業は垂水区民による「赤い羽根共同募金」と「善意銀行預託金」を財源としていますので、事業費の支出はできる限り区内の商店、事業所等の利用をお願いします。

7. 申請から助成金の交付、事業完了報告書の提出までの過程



申請先及び提出締切

〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1 垂水区社会福祉協議会ハートブリッジ助成係まで
令和2年7月1日(水)(必着)で上記窓口まで郵送または持参してください。

申請書の様式については本会窓口で受け取ることができます。また申請書の各データは、
本会のホームページ(URL <http://www.tarumi-csw.or.jp/>)からダウンロードできます。
要綱についても同ホームページでご覧いただけます

※本会ホームページは各検索サイトから表示可能です。

垂水区社会福祉協議会

検索

申請書作成および送付時の留意事項

1. 申請書は、本会指定の様式(WORD または PDF 文書)を使用してください
2. 申請書はパソコンで入力またはボールペンで記入した原本を提出してください
3. 申請書は原本とコピー1部(添付書類を除く)を提出してください
4. 受領した申請書、添付書類は、本会がページ番号を振り、A4 白黒表裏でコピーして、審査員に配布しますので、ホッチキス止めや製本はせずに提出してください
5. 申請書および添付書類は、一切返却致しません
6. 控えとして、お手元に申請書のコピーを必ず保管しておいてください

8. 助成の審査方法と決定について

(A) 一般助成の場合（助成金額上限 30万円）

① 要件審査

書類をもとに、本会にて要件審査を実施します。

② 公開企画提案会審査会

公開企画提案会審査員が、公開企画提案会にて、一般助成申請団体が発表するプレゼンテーションの内容を踏まえ、採点します。

③ 審議（※減額・条件付きで採択をする場合があります）

申請額の総額が助成総額を上回る場合、公開企画提案会審査員が審議の場に代表者を呼び、減額しても事業実施可能か質問する場合があります。そのため、代表者(発表者)の方は、審査会の時間内に団体の総意を得て回答できるよう、団体関係者と連絡が取れる状態で参加するようにしてください。結果ならびに諸条件は当日のうちに発表します。

(B) 小規模助成の場合（助成金額上限 10万円）

① 要件審査

書類をもとに、本会にて要件審査を実施します。

② 書類審査

公開企画提案会審査員が、小規模助成申請団体の申請書類をもとに、書類審査を行い採点します。（※公開企画提案会でのプレゼンテーションはありません。）

③ 審議（※条件付きで採択をする場合があります）

結果ならびに諸条件は公開企画提案会の当日に発表します。

※減額助成はありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、公開企画提案会の中止など審査方法が変更になる可能性がありますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。審査方法変更の場合は、本会ホームページ等でお知らせいたします。

(公開企画提案会審査会日程)

日時 令和2年7月19日（日）

※(A) 一般助成30万円の申請団体は、必ず出席しプレゼンテーションを行ってください。

※(B) 小規模助成10万円の申請団体はプレゼンテーションが不要なため、参加は自由です。

会場 垂水区役所 1階 大会議室（予定）

(公開企画提案会審査基準とその内容)

公開審査会審査員 7 名による審査対象項目		点数
(1) 地域課題解決・地域福祉への寄与度		12
	・ 取り組み内容が垂水区の地域課題を的確にとらえているか、また解決に向けた取り組みが適正か。 ・ 取り組み内容が地域の福祉の推進に寄与する事業であるか。	点
(2) 費用対効果、経費・人員の妥当性		6
	・ 公募助成により取り組んだ結果、費用に見合った、またはそれ以上の効果が期待できるか。 ・ 申請事業の経費が参加人数に対して適正であるか。	点
(3) 団体運営及び事業遂行能力		6
	・ 申請団体の運営が適正になされているか。 ・ 申請した取り組みを遂行する能力が団体にあるか。	点
(4) 財務的困窮性		6
	・ 団体が財政的に困窮しているか。 ・ 申請事業が公的制度外で財的支援が受けにくいものであるか。	点
(5) 独創性		6
	・ 事業の活動期間の長短は問わないが、他の事業に類することがなく、地域のモデルとなる事業であるか。	点
(6) 始動性		6
	・ 取り組みもうとする事業が始まったばかりで、当助成金による支援が必要であるか。	点
(7) 緊急性		6
	・ 申請事業は、取り組みもうとしている課題の解決が急がれるものであるか。 ・ 一時的に事業の維持が困難で支援が必要であるか。	点
(8) 将来性・継続性		6
	・ 公募助成により取り組んだ結果、将来的に発展的な成果が得られるか。 ・ 公募助成終了後も自己資金で同様の事業が展開し続けられるか。	点
下記評価により一定加点を行う		点数
(9) 新規事業への評価		20
	・ 公開審査会審査員が、新規の取り組みすべてに対して加点する。	点

- ・ (1)～(8)の点数は審査員 1 名の持ち点、(9)の点数は審査員全員の点数です。
- ・ (3)の**団体運営及び事業遂行能力**について、審査委員の平均点が 3 点未満の場合は欠点とし、他の審査対象項目の点数が高くても助成を受けることができません。
- ※上記の審査基準は変更される可能性があります。

9. 公開企画提案会審査会及び審査員について

公開企画提案会審査会は、垂水区社会福祉協議会理事長が任命した審査員により構成される組織です。垂水区の赤い羽根共同募金と善意銀行預託金を財源とした本助成を、地域福祉の推進に活かすため、申請団体から提出された事業を公平に審査します。

令和2年度事業の審査員は、有識者(大学教員、大学ボランティア支援室関係者、ジャーナリスト)、垂水区民の代表及び募金活動に取り組んでいる区内の高校の生徒会です。

(助成事業の採択)

後日採択・不採択の通知を文章で通知します。

採択団体には助成金請求の手続き後、助成金決定額が振り込まれます。

10. 助成事業の用途変更等の手続きについて

助成事業で採択された事業は原則事業内容の変更が認められていません。ただし、助成金額が減額され採択された事業と、事業実施中に生じた軽微な変更に関し、内容を変更することができます。変更にあたっては、一時的に助成事業並びに助成金の執行を停止し、本会へご相談の上、計画変更申請書(届)を作成・提出し、許可を得ていただく必要があります。

11. 助成金の返還について

当初採択された申請書にない費目を計上する場合、事業の目的が変わってしまう場合、また事業の遂行が困難となり、事業を中止する場合、また備品購入や修繕において申請した内容のものと異なるものを購入・修繕した場合は助成金を返還していただきます。

12. 事業完了後の手続きについて

(報告書の提出方法と期日)

事業完了後ただちに、本会へ「実施報告書」「収支報告書」と「添付書類」(下記参照)を郵送もしくは持参してください。

※事業が令和3年3月31日をもって完了する場合に限り、上記書類の提出期限を令和3年4月9日までとします。
※E-mail、FAXによる提出は認められません。

報告に必要な添付書類

1. 実施報告書
2. 事業(備品購入や修繕の実施)がわかる記録写真2点程度
3. 事業等にかかった経費全ての領収書(写し)
4. 事業等の収支報告書
5. 事業等を住民に周知したチラシ・広報物・ホームページのコピー(URLを添えて)
6. 自己評価シート

報告書並びに添付書類のプライバシーポリシー

提出いただいた報告書並びに添付書類の所有権は本会に帰属します。提出いただいた書類は、助成に関する資料および記録として利用し、保管させていただくため返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。提出いただいた添付資料のうち、写真は本会の広報(ホームページ・その他定期刊行物)に使用することがあります。

尚、一部の写真でプライバシーの配慮を必要とするものに関してはその旨を写真または貼り付け台紙余白に明記するとともに、提出時にその旨を職員へ申しつけてください。

13. 実施報告会について

本助成を受けたすべての団体は、本会が実施する報告会に必ずご出席ください。

報告会は年度末に実施予定ですが、報告会当日に事業が完了していない団体もご出席いただき、報告会時点での報告をしていただきます。(日程などは追ってお知らせします)

14. 赤い羽根共同募金・善意銀行の広報や募金活動へのご協力について

団体定期刊行物(機関誌、会報等)や団体ホームページなどで、「たるみ応援ハートブリッジ助成」による活動や事業(物品購入)である旨を、情報発信してください。

その他、団体が所有する広報掲示板などを活用した地域住民への周知や、関係団体・機関の広報などを活用した対外的な広報を行っていただくようお願いします。

また、助成の取り組みは赤い羽根共同募金活動並びに善意銀行に対する垂水区内の区民の皆さん(住民自治組織・商店・事業所等)のご理解とご協力によって成り立っています。申請事業が採択された団体の皆さんにはその点をご理解いただき、可能な範囲で10月1日から12月31日(拡大期間:1月1日~3月31日)までの赤い羽根共同募金の広報や募金活動・善意銀行の取り組み周知へのご協力をお願いします。また施設や事業実施の会場で、募金箱の設置協力をお願いします。この他、街頭募金活動の参加も検討ください。

15. お問い合わせ窓口

事業に関しての相談、本助成への応募手続き、受付は下記連絡先で行っています。また申請書、報告書の書き方についてもご相談に応じます。

【垂水区社会福祉協議会】

〒655-8570 神戸市垂水区日向 1-5-1(垂水区役所内 2階)

TEL: 078-708-5151(内線 357・358)

FAX: 078-709-1332

E-Mail: info@tarumi-csw.or.jp

平日(土・日・祝日・年末年始を除く)8:45~17:15

